平成２９年（フ）第７５号
埼玉県飯能市大字飯能509番地の５
債務者　木口　　茂
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７６号
埼玉県所沢市大字下安松196番地の６、前住所埼玉県所沢市大字上安松344番地の39
債務者　小澤　生美
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７８号
埼玉県富士見市羽沢３丁目25番25―307号、前住所埼玉県川越市大字寺尾670番地３　サンハイツ寺尾310号室
債務者　中野　　恵
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２７号
相模原市南区相模台３丁目18番17号　ツカサ第一マンション302
債務者　吉永憲司こと　康　　誠
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１３１号
島根県雲南市大東町大東661番地、前住所島根県雲南市大東町下阿用81番地16
債務者　細木　光子
１　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８５号
福岡県遠賀郡水巻町高松24番506号
債務者　中尾　春子
１　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５１７５号
大阪市淀川区東三国５―15―７　サンクス東三国207、住民票上の住所神戸市西区南別府１丁目11番地の15
債務者　藤原　令奈
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３号
大阪府寝屋川市国松町46番３号、住民票上の住所大阪府寝屋川市国松町30番13号
債務者　岡野　純子
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４１号
大阪市天王寺区清水谷町10番２―512号
債務者　木村　晴男
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６９号
大阪府枚方市田口１丁目２番23号
債務者　井上　智之
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８１号
大阪府大東市北条１―22―47　コスモハイツ中川Ａ棟103号、住民票上の住所大阪府八尾市刑部４丁目405番地
債務者　安田　具則
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５９０号
大阪市東淀川区菅原３丁目17番30―116号
債務者　牛島　　孝
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６０１号
大阪市平野区加美鞍作１丁目10番25―317号
債務者　織田　信治
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８６号
大阪府東大阪市新庄４丁目９番11号、前住所大阪府堺市堺区出島町１丁３番20号
債務者　大西カナコ
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７１３号
大阪市旭区生江３丁目16番11―801号
債務者　姫木　和子
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７３３号
大阪府高槻市津之江町１丁目63番３号
債務者　三善　朝一
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１号
岡山県倉敷市西岡280番地６ホワイトコーポ１　203号室
債務者　俣野　修司（旧姓赤木）
１　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
北九州市小倉北区井堀３丁目９番11―303号
債務者　樋口　　智
１　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部